

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第2区分

【発行日】平成29年3月16日(2017.3.16)

【公表番号】特表2016-515021(P2016-515021A)

【公表日】平成28年5月26日(2016.5.26)

【年通号数】公開・登録公報2016-032

【出願番号】特願2016-501382(P2016-501382)

【国際特許分類】

A 6 1 B 17/34 (2006.01)

A 6 1 M 31/00 (2006.01)

【F I】

A 6 1 B 17/34

A 6 1 M 31/00

【手続補正書】

【提出日】平成29年2月13日(2017.2.13)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

植え込み式医療装置(10)を皮下組織に植え込むのに使用するための皮下植え込み用具であって、当該皮下植え込み用具は、

用具本体であって、近位端から遠位端に終端するチャネルを画定している遠位端まで伸びているハンドル(100)を備え、前記チャネルは前記植え込み式医療装置を受け入れるように構成されている、用具本体と、

植え込み式医療装置を沿わせて前進させることのできるトンネルを現出させるべく前記皮下組織の鈍的切離に適した構成をしている、前記ハンドルの前記遠位端から伸びている細長いトンネル作成部(104)と、

近位端及び遠位端を備えるプランジャー(300)であって、前記遠位端は前記ハンドルによって画定されている前記チャネル内で、植え込み式医療装置が前記チャネルに受け入れられたときに当該植え込み式医療装置を、前記遠位端部(108)を通し、前記トンネル作成部に沿って、前記皮下組織に現出させた前記トンネルを通して前進させてゆくよう可動である、プランジャー(300)と、  
を備えている、皮下植え込み用具。

【請求項2】

前記植え込み式医療装置は、その長さに沿って近位端から遠位端まで伸びている装置本体を備えており、更に前記細長いトンネル作成部は前記ハンドルの前記遠位端から或る長さに沿って伸びてあり、前記細長いトンネル作成部の前記長さは、前記ハンドルの前記チャネルに受け入れ可能な前記植え込み式医療装置の前記長さより大きい、請求項1に記載の用具。

【請求項3】

前記植え込み式医療装置は、その長さに沿って近位端から遠位端まで伸びている装置本体を備えており、前記ハンドルの前記チャネルは、前記ハンドルに前記植え込み式医療装置が受け入れられるときに当該植え込み式医療装置の全体長さを当該ハンドル内に受け入れるように構成されている、請求項1又は請求項2に記載の用具。

【請求項4】

前記チャネルは少なくとも下側面によって画定されており、更に、前記ハンドルの更に前記チャネルを画定している少なくとも上側部分は、前記植え込み式医療装置が前記チャネルの中へ適正に挿入されていることの視覚的確認を可能にさせる1つ又はそれ以上の開口部を提供している、上記請求項の何れか一項に記載の用具。

【請求項5】

前記植え込み式医療装置は、軸に沿って近位端から遠位端まで延びている装置本体を備え、前記装置本体は当該装置本体の或る長さに沿って延びている外側面構成を備えており、前記ハンドルの前記チャネルは、前記装置本体の前記外側面構成に対応するように及び前記植え込み式医療装置が前記チャネルに受け入れられたときに前記装置本体の1つ又はそれ以上の形体に係合するように画定されている、上記請求項の何れか一項に記載の用具。

【請求項6】

前記ハンドルの前記チャネルは、前記装置本体の前記外側面構成に対応するように及び前記植え込み式医療装置が前記チャネル内に受け入れられたときに当該植え込み式医療装置の当該チャネル内での回転を防止するように画定されている、請求項5に記載の用具。

【請求項7】

前記ハンドルの前記チャネルは、前記装置本体の前記外側面構成の複数の角に対応するように及び前記植え込み式医療装置が前記チャネルに受け入れられたときに前記複数の角の1つ又はそれ以上に係合するように画定されている、請求項5に記載の用具。

【請求項8】

前記ハンドルは、当該ハンドルによって画定されている前記チャネルの中への前記プランジャの前記遠位端の挿入を可能にさせるように構成されている、前記ハンドルの前記近位端の開口部と、前記プランジャの相手方突起に対応する突起であって、前記プランジャの前記遠位端を前記ハンドルの前記近位端の前記開口部の中へ前記ハンドルに対して或る特定の配置向きでしか挿入できないように前記開口部の中へ延びている突起と、を備えている、上記請求項の何れか一項に記載の用具。

【請求項9】

前記ハンドルは、前記遠位開口部に終端するチャネル軸に沿って長手方向に延びているチャネルを画定しており、前記細長いトンネル作成部は、前記チャネル軸と同じ方向に横たわる軸に沿って延びている長手方向に延びる細長いトンネル作成部本体を備えている、請求項1に記載の用具。

【請求項10】

前記チャネル軸と同じ方向に横たわる軸に沿って延びている長手方向に延びる細長いトンネル作成部本体は、テーパ端に終端している、請求項9に記載の用具。